

と き 令和6年2月22日

と ころ 国保連合会10階A会議室

令和5年度

第4回

理事会

議事録

令和5年度第4回理事会
役員定数 30名【理事26名、監事4名】

- 1 開催日時 令和6年2月22日(木)
開会 午後1時55分
閉会 午後3時5分
- 2 開催会場 本会10階A会議室
- 3 議事録署名人 議長 桃原 慎一郎
理事 依田 晶 男(全国土木建築国民健康保険組合専務理事)
- 4 出席者 理事 23名(本人出席3名、書面出席20名)
監事 3名(本人出席2名、監事代理1名)

[理事]

特別区代表

山本 理事(中央区長) 書面出席 井山 保険年金課副参事
武井 理事(港区長) 書面出席
鈴木 理事(大田区長) 書面出席 牧井 国保年金課長
長谷部 理事(渋谷区長) 書面出席
高際 理事(豊島区長) 書面出席 井手之上 国民健康保険課国保システム標準化グループ係長
山田 理事(北区長) 書面出席
坂本 理事(板橋区長) 書面出席 浅賀 国保年金課長
前川 副理事長(練馬区長) 書面出席 福島 国保年金課管理係長

市町村代表

高野 理事(府中市長) 書面出席
小林 理事(小平市長) 書面出席 澁谷 保険年金課長
池澤 理事(西東京市長) 書面出席 高田 保険年金課長
松原 理事(狛江市長) 書面出席 草野 保険年金課国民健康保険係長
山崎 理事(武蔵村山市長) 書面出席 並木 保険年金課長
阿部 副理事長(多摩市長) 書面出席 河島 保険年金課長
吉本 理事(檜原村長) 書面出席 野口 村民課長
渋谷 理事(小笠原村長) 書面出席

国民健康保険組合代表

依田 理事(全国土木建築国民健康保険組合専務理事)
鵜飼 副理事長(東京食品販売国民健康保険組合理事長) 書面出席
矢吹 理事(東京都弁護士国民健康保険組合理事長) 書面出席 矢嶋 事務局長
蓮沼 理事(東京都医師国民健康保険組合常務理事) 書面出席

学識経験者

桃原 専務理事
水田 常務理事
入澤 理事(公益財団法人特別区協議会常務理事) 書面出席

[監事]

田村 監事(日の出町長) 監事代理 池田 町民課長
伊賀 監事(東京都薬剤師国民健康保険組合理事長)
松永 常勤監事

- 5 欠席者 理事 1名 監事 1名
佐藤 理事長
酒井 監事(中野区長)

6 欠 員 理 事 2名

理 事 出 欠 表

出席者	本 人		3
	書 面	持 参	1 2
		郵 送	8
計 (ア)			2 3
欠 席 者			1
合 計 (イ)			2 4
出 席 率 (ア) / (イ)			9 6 %
欠 員			2

目 次

	ページ
1. 開 会	1
2. 専務理事挨拶	1
3. 議事録署名人指名	3
4. 議 事	
報告事項	
1 「東京都国民健康保険団体連合会事業計画及び予算に関する 委員会」の審議経過について	3
2 「TKR-Vision～組織成長戦略～」の策定について	4
議決事項	
1 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支 払特別会計歳入歳出予算補正について	5
2 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事 業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について	5
3 令和6年度東京都国民健康保険団体連合会事業計画について.....	6
4 令和6年度東京都国民健康保険団体連合会各種手数料等につ いて	6
5 東京都国民健康保険団体連合会退職給付引当資産の一部処分 について	6
6 東京都国民健康保険団体連合会財政安定積立金の一部処分に ついて	6
7 東京都国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分 について	6
8 東京都国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の一部処分 について	6
9 東京都国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経	

	費積立資産の一部処分について	6
10	東京都国民健康保険団体連合会 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について	6
11	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について	6
12	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算について	6
13	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について	6
14	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計歳入歳出予算について	6
15	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算について	6
16	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会柔道整復施術料等支払代行業務特別会計歳入歳出予算について	6
17	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について	6
18	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について	6
19	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会措置費支払代行業務特別会計歳入歳出予算について	6
20	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会退職金特別会計歳入歳出予算について	6
21	令和6年度東京都国民健康保険団体連合会一時借入金限度額について	6
22	東京都国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約について	17
23	東京都国民健康保険団体連合会職員育児休業等に関する規程の一部を改正する規程について	17
24	東京都国民健康保険団体連合会職員高齢者部分休業に関する	

規程の制定について	17
25 東京都国民健康保険団体連合会職員退職手当支給規程の一部 を改正する規程について	17
26 東京都国民健康保険団体連合会会員負担金規程の一部を改正 する規程について	17
27 東京都国民健康保険団体連合会退職者医療共同事業拠出金規 則を廃止する規則について	17
28 東京都国民健康保険団体連合会専務理事及び常勤監事の報酬、 手当及び費用弁償についての一部改正について	17
29 東京都国民健康保険団体連合会理事の選任について	20
30 東京都国民健康保険団体連合会事業計画及び予算に関する委 員会委員の委嘱の同意について	20
31 通常総会の招集について	22
5. 閉 会	23

開 会（午後 1 時55分～）

○事務局 お待たせいたしました。まだお見えになられていない役員様もいらっしゃいますが、少々遅れるとの御連絡をいただいておりますので、ただいまから、令和5年度第4回理事会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況でございます。書面による参加を含めまして、理事23名の御出席を得ております。したがいまして、規約第36条の規定による定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、東京建設職能国民健康保険組合理事長であられました渡辺理事におかれましては、去る12月6日に御逝去されました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

本日の理事会は、事務局からの説明も含めまして今後の発言は、着座にて行わせていただきますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

本日、佐藤理事長が急遽欠席となり、副理事長であります練馬区の前川区長様、多摩市の阿部市長様におかれましては代理出席、東京食品販売国民健康保険組合・鶴飼理事長様におかれましては書面出席でございますので、桃原専務理事から御挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○専務理事 ただいま司会から紹介がございましたとおり、理事長が急遽欠席となりましたので、私のほうで代わって御挨拶と、その後の進行についても務めさせていただきたいと存じます。それでは、着席して失礼いたします。

専務理事挨拶

○専務理事 改めまして、皆様方におかれては、御多用にもかかわらず、理事会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本会の事業運営に対しまして御理解、御協力をいただいておりますことに心から、改めて感謝を申し上げます。

まず冒頭に、去る元日に発生いたしました能登半島地震によりまして犠牲になられた方々にお悔やみ申し上げるとともに、被災した方々に心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

地震発生より2か月近く経過するわけですが、いまだに1万2,000人余りの方々が避難生活をされているということがございます。理事保険者様におきましても復旧

支援活動に御尽力いただいている職員の方がいらっしゃることも聞いております。こうした方々に敬意を表しますとともに、日常生活が一日も早く戻ることをお祈り申し上げます。

さて、本日の理事会でございますが、御審議いただきます主な事項は、令和6年度の事業計画及び予算等でございます。まず、御審議をいただく前に、国保制度を取り巻く諸状況などにつきまして申し上げます。

御案内のように、少子高齢化が進展する中、国保の加入者の減少、1人当たり医療費の増加傾向など、国保制度を取り巻く状況というのは引き続き厳しいものがあるというように承知をしております。こうした状況にある中で、制度の確実な運営に加え、医療費の適正化の観点からも政府が推進する医療会計DXの中核をなします審査支払機関に関する改革を着実に進めていくことが、私ども国保連合会に求められているものと存じます。

本年は、この改革工程表の第1弾とも言うべき、クラウド化を導入する国保総合システムの本格稼働を3月に控えてございます。そのため、この準備を着実に進め、まずは安定稼働に全力を挙げてまいりたいと存じます。

一方、支払基金とのシステム共同利用に向けた取組が本格化するとともに、KDBシステムの活用、強化などのデータヘルス計画につきましても、一層の充実・強化を図っていく必要がございます。

今後ますます大きな状況の変化が予測される中であって、本会におきましても短期、中期、長期、いずれの課題につきましても的確に対応していくため、今般、従前の経営計画を前倒しで刷新することといたしました。これまで進めてまいりました業務に効率化を加えまして、国保を取り巻く状況変化を踏まえた本会の新たな取組に重点を置いたところでございます。詳細につきましては、事務局から後ほど御報告を申し上げます。

予算につきましては、この間協議を進めてまいりました国保総合システムの更新など、DX対応に必要な経費の増加を賄うための手数料の改定を盛り込んだものとなっております。

今後、これらの計画予算に基づきまして保険者の皆様の期待に応える連合会運営に務めてまいりますので、本日の理事会での提出案件につきまして、十分に御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。冒頭の私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

議事録署名人指名

○専務理事 はじめに、本理事会の議事録についてでございますが、本会規約第37条に基づきまして議事録を作成することとなっておりますので、私から議事録署名人を御指名させていただきます。

議事録署名人には、全国土木建築国民健康保険組合専務理事の依田晶男様をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

議 事

○専務理事 それでは、早速、議事に入りたいと存じます。恐れ入りますが、お手元の議案書2-1の目次をお開き願います。

御覧いただいているとおり、報告事項は、事業計画及び予算に関する委員会の審議経過について、外1件、議決事項は、令和5年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正についてから、通常総会の招集についてまでの31件、こちらの議題について御審議をいただくこととなっております。

それでは、議案書に基づきまして、報告事項から議事を進めてまいりたいと存じます。

はじめに、報告事項の1、事業計画及び予算に関する委員会の審議経過についてを議題といたします。本件につきましては、去る2月14日に事業計画及び予算に関する委員会が開催をされまして、本日提案されております事項について審議がされましたので、その内容につきまして御報告をいただくものでございます。

議案書2-1の目次を御覧いただきたいと存じます。

審議されました事項は、本日の議決事項1、令和5年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正についてから、議決事項21、令和6年度一時借入金限度額までの21議題でございます。

本日は、委員長をお務めいただいております練馬区の前川区長が書面出席となっておりますので、副委員長をしていただいております全国土木建築国民健康保険組合の依田専務理事様から御報告をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○予算委員会副委員長 去る2月14日に開催いたしました本年度の第2回目の事業計画及

び予算に関する委員会の審議経過につきまして、御報告を申し上げます。

事務局から提案のありました案件は、議決事項として、令和5年度予算補正と令和6年度事業計画予算関連でございました。

各案件につきまして本委員会で慎重に審議をいたしました結果、原案のとおり了承し、本理事会に提案することといたしました。

提案のありました議案の詳細につきましては、後ほど事務局から説明がありますので、どうか御審議を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上でございます。

○専務理事 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきましての質疑は、この後、関連の議決事項を審議する際にお願いをしたいと存じます。

続きまして、報告事項2、「TKR-Vision～組織成長戦略～」の策定についてを議題といたします。本件につきましては、策定内容等を御報告するものでございます。それでは、事務局から報告をお願いします。

○事務局 報告事項2、「TKR-Vision～組織成長戦略～」の策定についてでございます。

今般策定しました内容は、机上に配布しております資料1の別添になりますが、本日は資料1に要旨をまとめましたので、こちらの資料にてご説明いたします。

1の策定経緯は、平成27年2月に、現行の第3次経営計画を策定し取り組んでまいりましたが、国等において「医療DXの推進に関する工程表」をはじめとする様々な改革が進められており、特に「審査支払機能に関する改革工程表」については一時的に国保総合システムの保守運用経費増加に伴い、保険者負担に影響が生じていることや、他方、国保連合会の基本的役割に医療費適正化が明記されるなど、時代の変化に対応した事業運営及び持続可能な組織基盤を確立するため、現行の第3次経営計画を1年前倒しで刷新し、新しい計画を策定いたしました。

2のVision（目指す方向）としては、保険者の皆様からの御意見も参考にさせていただき、記載の3つの方針、7つの目標と、それを実現するための7つの戦略に取り組んでまいります。

3の推進体制・進捗管理・評価につきましては、各部署が方針に基づいた事業や取組を実施、推進するとともに、目標や取組には自治体や企業でも広く取り入れられている目標

達成（K G I）や業績評価（K P I）の指標を設定し、可能な限り定量的な評価を実施、改善を図ります。

また、従来同様に自己評価、内部評価、外部評価の三段構成による評価を継続するとともに、保険者の皆様に各年度の取組実績を御報告いたします。

4の計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とし、本計画の目標達成に向け取り組んでまいりますので、御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、今月29日の本会総会終了後にメールにて保険者の皆様へ本計画を御送付いたします。

説明は以上でございます。

○専務理事 事務局の報告が終わりました。本件について何か御意見、御質問などございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

では、特にないようでございますので、御了承いただいたということで進めさせていただきたいと存じます。

それでは、引き続きまして、議決事項に移らせていただきます。議決事項の1、令和5年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正について、及び議決事項の2、令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について、こちらの2議題は令和5年度の予算補正でございますので、一括して議題に供したいと存じます。では、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案書の3ページから12ページにかけまして、令和5年度歳入歳出予算補正を載せてございます。本日、これらの内容を集約いたしましたものを、資料2、表題は令和5年度本会歳入歳出予算補正の概要を配布してございます。こちらの資料の説明をもって議案書の説明にいたしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料2を御覧願います。

はじめに、提案の趣旨でございます。本会の各事業における今後のシステム機器更改に備え、特別会計ごとに区分管理している減価償却引当資産へ積み立てるもので、国保、後期の特別会計業務勘定での予算補正となります。

2つの特別会計において、今年度の執行見込みによる不用額を減額して積立額を増額する歳出の組替え補正と、国保においては今年度の手数料収入額が予算額を上回る見込みのため、これを財源として積立額を増額を行うものであります。

中ほどの表を御覧願います。縦軸には議決事項ごとに特別会計を、横軸には予算補正額をまとめたものがございます。

議決事項 1、診療報酬等審査支払特別会計の業務勘定の歳入です。記載の 4 つの科目をそれぞれ増額し、補正額は 4 億 1,000 万円でございます。

歳出では、上から国保の審査支払管理費は、補正額マイナス 2 億 4,000 万円、公費負担医療の審査支払管理費は補正額マイナス 5,000 万円、その 1 段下の減価償却引当資産には補正額 7 億円とし、診療報酬等審査支払特別会計の補正額合計は、一番右端の 4 億 1,000 万円でございます。

続きまして、議決事項 2、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定です。総務費を減額して積立額を増額する歳出のみの予算補正でございます。

上から、後期の審査支払管理費は、補正額マイナス 1 億 2,000 万円、広域連合事務管理費は補正額マイナス 4,000 万円、公費負担医療の審査支払管理費では補正額マイナス 1,000 万円、一番下の減価償却引当資産には補正額 1 億 7,000 万円でございます。

以上で令和 5 年度歳入歳出予算補正 2 議題の説明を終わります。

○専務理事 事務局の説明は終了いたしました。この件に関しまして御意見、御質問などございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項 1 及び 2 につきましては、原案どおり決することということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議決事項 3、令和 6 年度事業計画についてから、議決事項 21、令和 6 年度一時借入金限度額までについての 19 議題、こちらは令和 6 年度の事業計画と予算関連でございますので、一括して議題に供したいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書 2-1、13 ページをお願い申し上げます。議決事項 3、令和 6 年度本会事業計画についてでございます。

15 ページをお願いいたします。議題 3 から 21 までは別冊 2-2 のとおり定め総会に提案いたしたい。恐れ入りますが、別冊 2-2 の 1 ページをお願いいたします。

はじめに、I、運営方針でございます。

政府は、「審査支払機能に関する改革工程表」や、「医療DXの推進に関する工程表」を策定し、デジタル技術を活用して、医療・介護分野でのサービスの効率化・質の向上を図っていくことを掲げております。

また、国保法の改正を踏まえて、本会には、診療報酬請求情報等の分析等を通じた医療費適正化への取組が求められております。

このような情勢の変化に対応していくため、事業運営の基盤であります戦略、組織、財政の面からそれぞれ見直しを図り、先ほど御報告いたしました、新たに策定した計画に取り組んでまいります。

戦略面では、審査支払機能に関する改革工程表の対応や、医療・介護等の審査支払業務の充実、医療費適正化への積極的関与等、保険者支援を強化いたします。

組織面では、DXの推進による業務効率化やレセプト請求の原則オンライン化等を勘案し策定しました「職員定数マネジメントポリシー」を踏まえ、これまで以上に業務を効率的に遂行いたします。

財政面では、経費節減に向けた効率化を進める一方、手数料単価等を見直し、審査支払機能に関する改革工程表の対応に伴う経費の増加、及び手数料等収入の減少に起因する厳しい財政状況に対応してまいります。

さらに、来月から本稼働します次期国保総合システムの安定稼働を着実に実施いたします。

次に、令和6年度の主な事業計画ですが、診療報酬等審査支払事業については、全国の国保診療報酬審査委員会との審査基準の統一化を推進し、審査の充実・強化と診療報酬等の適正な支払いを実施いたします。また、令和6年6月施行予定の診療報酬改定については、介護報酬、障害福祉サービス等報酬とのトリプル改定となることに留意し、的確に対応いたします。

保険者事務共同処理事業については、保険者の負担軽減となる各種事務等を実施するとともに、オンライン資格確認等システムを活用した電子資格確認等事務について、国民健康保険中央会と連携し、円滑な運用を図ってまいります。

保健事業については、保健事業支援・評価委員会において、保険者が策定されるデータヘルス計画に基づく取組を支援・評価いたします。また、国保データベース（KDB）システム等を活用した健診・医療費分析情報を提供するとともに、保険者の医療費適正化に向けた取組等を支援してまいります。

介護保険事業及び障害者総合支援給付等事業については、確実に実施するとともに、令和7年度のシステム機器更改に向けた準備を行います。また、介護給付適正化事業の充実・強化を図り、介護保険者等を支援しつつ、介護サービス利用者等からの苦情処理業務についても適切に対応してまいります。

次の2ページをお願いいたします。

Ⅱ、事業計画でございます。ただいまの運営方針に基づき、以下の事業を行ってまいります。

第1、総会及び役員会の開催では、総会、監事監査を年2回、理事会、予算委員会を必要に応じて開催いたします。

第2、国保制度の改善と財政強化のための国等に対する各種活動を行ってまいります。

第3、国保事業充実・強化推進運動の支援では、1の保険料（税）収納率向上対策や、2の医療費適正化に関する事業を実施いたします。

次の3ページ、第4、保険者等との連絡、調整では、各種連絡協議会への参加や講習会等を開催いたします。

第5、保健事業では、1の保険者等が行う保健事業への支援から、めくっていただきまして、4ページ、6の東京都在宅保健師の会の運営までを実施いたします。

第6、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業では、1のデータ管理及び費用決済に係る事務から、次の5ページ、3の法定報告情報の作成までを実施いたします。

次の6ページをお願いいたします。

第7、調査事業では、1の各種資料の作成・提供や、2の東京都国保ハンドブックを発行いたします。

第8、広報活動では、1の機関誌「東京の国保」の発行から、6の「国保実務」及び「国保新聞」の配布までの事業を実施いたします。

次の7ページをお願いいたします。第9、医療保険に関する事業、1の診療報酬等審査支払事業では、保険者、広域連合から国保、後期高齢者医療の審査支払に係る業務を受託し、適正かつ迅速な事務処理を実施いたします。

(1)審査委員会の運営では、委員会を7日間、249人の審査委員で開催いたします。

この審査付議件数は後ほどお読み取りいただきまして、次の8ページ(2)審査の充実・強化について、アの審査・審査事務共助の充実・強化では、審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表に掲げられました都道府県の審査基準における重複や整合性を整理し、

令和6年度中に完了予定の審査基準統一に向けた取組として、全国共通の取決め事項の取扱根拠や検討結果等の確認、及び協議等を引き続き審査委員会と連携し着実に進め、適正な審査に努めます。

この職員研修の充実では、研修会や施設視察の実施により職員の専門的知識の向上に努めます。

(3)国保の審査支払以降をめぐっていただきまして、9ページの(6)までは審査支払に関する基礎数値でございます。後ほど御覧願います。

次の10ページをお願いいたします。

2、療養費等審査事務では、柔道整復療養費審査委員会は24人、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会は4人の審査委員で開催してまいります。

下段に記載の審査付議件数と療養費等の審査件数につきましては、後ほど御覧願います。

次の11ページの3、保険者レセプト管理事務では、保険者様等へ電子レセプトや画像レセプトを提供してまいります。

第10、国保保険者からの事務受託です。1の共同電算処理事業から、めぐっていただきまして12ページ、10の海外療養費調査事務等までの事務を国保保険者様から受託し、実施いたします。

第11、国保保険者標準事務処理システムの運用管理では、1の国保事業費納付金等算定標準システムと、次の13ページ、2の国保情報集約システムの運用管理業務を的確に実施してまいります。

第12、東京都後期高齢者医療広域連合からの事務受託では、1の広域連合電算処理システムの運用、基盤管理のほか、8の不当利得・負担割合相違等処理事務までを受託し、実施いたします。

第13、介護保険に関する事業でございます。1の介護給付費等審査支払事業等では、次の14ページになりますが、15人の審査委員により月平均165万件の審査を見込んでおります。

以降、めぐっていただきまして16ページ、4の介護保険事業の円滑な運営に資する業務までを、それぞれ記載の内容で実施してまいります。

次の17ページをお願いいたします。第14、障害者総合支援給付等に関する事業、次の18ページ上段、第15、措置費支払代行に関する事業、第16、保険者等に対する経由業務、次の19ページ、第17、風しん追加的対策に係る抗体検査費用等の請求支払事務、第18、新型

コロナウイルス感染症ワクチン接種費用請求支払事務につきましては、全額、公費による接種は今年度末で終了しますので、下の表の備考に記載のとおり1か月分を計上しております。

第19、新たな計画（TKR-Vision～組織成長戦略～）の推進、第20、ISO/IEC27001認証の維持・継続、これらの事業等を引き続き実施してまいります。

以上で事業計画の説明は終わります。

○事務局 引き続き御説明申し上げます。議案書2-2の21ページ以降に各種手数料や各会計予算案等を載せてございますが、本日、机上に、これらの内容を集約いたしましたものを資料4として配布してございます。表題は、令和6年度予算（案）の概要でございます。

右上に11-1から11-11まで番号を振ってございます。こちらの資料の説明をもって議案の説明にいたしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、11-1を御覧願います。昨年11月の本理事会で予算編成の大綱として御説明申し上げました内容から変更となった部分や大綱予算ではお示ししていない会計もございまして、その辺りを含めて御説明申し上げます。

令和6年度予算編成の主なポイントとして2点記載してございます。

1点目は、本会の会員負担金及び各種手数料の改定でございます。

(1)の会員負担金賦課方法の変更につきましては、現在の被保険者1人当たり単価による方法から会員負担金賦課総額を各保険者の被保険者数を基に按分し、算出した額により御負担いただく方法に変更するものでございます。

なお、この変更に伴う本会会員負担金規程の改正は、後ほど議決事項26でお諮りいたします。

(2)の国保事業と後期高齢者事業関係手数料では、記載の手数料単価を引き上げ、審査支払機能に関する改革工程表の対応に伴う国保総合システムに係る国保中央会負担金の増額に対応してまいります。

本会としましては、職員定数の削減や業務委託費の低減など、経費削減に取り組んでまいりますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

2点目は、各事業における基幹システム更改の対応です。介護保険の審査支払等システムをはじめ、記載のシステムが令和6年度及び7年度にシステム更改を予定しておりますので、介護、障害、措置費の各特別会計の積立資産を処分し、更改作業を対応いたします。

その下の一表は、一般会計をはじめ、各特別会計の合計を一覧にしたものです。事務費会計の業務勘定や医療機関等へ診療報酬等の支払いを行う支払勘定等を合わせた6年度の予算規模は約4兆2,980億円となります。

なお、診療報酬等審査支払特別会計の国保と公費、その下の後期高齢者医療事業関係業務特別会計の支払勘定、また、介護保険事業関係業務特別会計及び障害者総合支援法関係業務等特別会計の支払勘定では、令和6年度の各報酬改定の内容を考慮し推計してごさいます。

業務勘定の概要は後ほど御説明いたします。

恐れ入ります。次のページ、11-2をお願いいたします。1、職員の人件費及び定数につきましては、大綱予算から変更ございません。

(2)の職員定数は、本会の職員定数マネジメントポリシーに基づき、合計を402人から7人減の395人としております。

次に、2の審査支払手数料等件数には、審査支払手数料など、各単価に御負担いただく各種事業のレセプト等の件数を載せております。大綱予算のときから変更ございませんが、被用者保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者への移行などを考慮し、記載のとおり、対前年度比で国保では減を、後期高齢では増を見込んでおります。

恐れ入ります。次のページ、11-3をお願いいたします。

3の積立金を処分して対応する事項です。表の縦軸には積立金、積立資産の種類と取り扱う会計を、横軸には目的等を載せて一表にまとめてごさいます。

はじめに、財政安定積立金の一部処分についてごさいます。介護、障害、措置費の特別会計で審査支払手数料等の軽減財源や、システムの更改費用などに充てるため、本積立金を一部処分するものでごさいます。処分金額の総額は一番左の列の1億6,000万円でごさいます。

次に、財政調整基金積立資産と、その3枠下のICT等を活用した審査支払業務等の高度化、効率化のための積立資産でごさいます。洗い替え方式対応として、毎年度の積み直しに伴い、一度、当該積立資産にある残額を全額取り崩すもので、財政調整基金積立資産では5つの特別会計で13億3,570万円を、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化、効率化のための積立資産では、国保の特別会計で11億21万円でごさいます。

次に、減価償却引当資産と、その下の電算処理システム導入作業経費積立資産の一部処分についてごさいます。各事業の基幹システムの更改や、そのほか、報酬改定等の対応

に伴う既存システムの改修に係る費用に充てるため、本積立資産を一部処分するものでございます。

減価償却引当資産は、5つの特別会計で7億1,600万円を、電算処理システム導入作業経費積立資産では4つの特別会計で4億2,140万円を処分いたします。

次に、合計から1枠上の退職給付引当資産の一部処分についてでございます。令和6年度の退職手当金に充てるため6億円を処分いたします。退職者32人分を見込んでございます。

恐れ入ります。次のページ、11-4をお願いいたします。4の負担金及び主な手数料では、主な項目を記載してございます。予算編成の主なポイントの1点目で御説明申し上げました内容で単価設定に変更が生じております。

項番1の会員負担金では、被保険者1人当たり単価による方法から、会員負担金賦課総額を各保険者の被保険者数を基に按分し、算出した額により御負担いただく方法に変更するもので、保険者別の賦課額の基となる賦課総額を記載しております。

※①をつけてございますが、表の欄外に記載のとおり、保険者ごとの賦課額は別途定めることとし、来週29日に開催する通常総会終了後に改めてお示しいたします。

次に、項番2の国保審査支払手数料から、項番5のレセプト管理手数料では、主に改革工程表の対応に伴う国保総合システムに係る国保中央会負担金等の増額への対応や、レセプト件数の減少により単価の改定を行うものです。

項番5の明細書の処分費は、オンライン請求の増加により紙レセプトの請求が限りなく少なくなることが見込まれるため、当該処分費を廃止し、処分に係る費用はレセプト管理手数料で対応いたします。

項番7の国保診療報酬明細書等点検手数料は、レセプト点検支援システムの導入に伴う点検事務の効率化により引下げいたします。

項番8、国保共同電算個別処理手数料の抜粋として、保険料計算及び関係帳票データ作成費は、国保組合の保険料計算や納入通知書等を作成する業務に係る手数料ですが、保険者様で御対応いただけることとなりましたので、本業務の終了に伴い手数料を廃止するものです。

次に、項番12の後期高齢者医療の審査支払手数料から項番14の後期レセプト管理手数料は、国保総合システムに係る国保中央会負担金等の増額による単価の引上げでございます。

その下の明細書の処分費の廃止や項番15の後期診療報酬明細書等点検手数料の引下げは、

国保と同様の理由となります。

順番が前後しますが、項番11の海外療養費調査事務費では、先月、本会より委託調査と合わせて手数料単価の改定について御案内させていただいておりますが、国保中央会にて実施した業者選定の結果に基づき、記載のとおり単価を設定してございます。

そのほか各事業の主な手数料等単価に変更はございません。後ほど御覧いただきたいと存じます。

恐れ入ります、次のページ11-5をお願いいたします。5の各会計の予算として、一般会計及び各特別会計の業務勘定の概要でございます。

はじめに一般会計です。左側に歳入と歳出の区分を示しております。歳入の一番上、負担金は約2億9,000万円。令和6年度から3年間の会員負担金所要額の平均額を各年度の会員負担金賦課総額として見込んでございます。

上から3段目、都支出金には、東京都様からの依頼に基づき実施する保健事業に係るデータを活用した分析等業務に係る経費の財源として、委託金を受け入れるものです。

その下、財政安定積立金繰入金の1億6,000万円は、先ほど御説明申し上げました介護障害措置費のシステム更改の財源及び各特別会計の手数料軽減財源として、一般会計を通して財政安定積立金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出では、職員人件費のほか保健事業及び広報活動などが主な支出となります。

総務費の給与費に職員17人分の給料、職員手当として約1億2,800万円を計上しております。

事業費のKDB経費には、歳入の都支出金で申し上げました保健事業に係るデータ分析等経費が含まれますが、そのほかに今年度実施しているKDBシステムの更改作業が終了することにより、対前年度約2,900万円の減を見込んでおります。

恐れ入ります、次のページ11-6をお願いいたします。診療報酬等審査支払特別会計でございます。左から2列目に国民健康保険分と公費分の区分を示しております。

まず国民健康保険では、全体規模が大幅に縮小いたしますが、主な理由としては、今年度システム更改作業を実施しております国保総合システム及び国保情報集約システムで更改経費が大幅に減少するためです。

それでは、歳入でございます。1段目の審査支払手数料、その下の療養費手数料、その2段下でございます共同電算基本処理手数料及びレセプト管理手数料につきましては、単

価改定により増収を見込んでおります。

中段よりやや下の都支出金の上段の都補助金につきましては、単価補助として交付されている審査支払事業に対する補助金で、今年度と同単価で要求していただいておりますが、レセプト件数の減少により、対前年度では減を見込んでおります。

その下の財政調整基金積立資産等繰入金は、各種システム改修費や洗い替え対応による財政調整基金積立資産等を繰り入れるものです。主に次期国保総合システムの受付領域に係る対応等を予定してございますが、今年度と比べ作業規模が大幅に縮小することから、対前年度29億6,500万円の減となります。

その1段下の繰越金には、手数料軽減や今後のシステム更改に備えた積立資産への積立財源として、前年度の剰余見込額を繰越金として計上しております。

以降、各特別会計の繰越金も同様でございます。

次に、公費分ですが、主に審査支払手数料や事務費のほか、積立資産からの繰入れや繰越金などを財源として見込んでおります。

なお、公費分の上から4段目の新型コロナウイルスワクチン接種事務費については、先ほどの事業計画で申し上げましたとおり、4月請求分に係る事務費を計上しているため、対前年度1億7,700万円の減を見込んでございます。

恐れ入ります。次のページ、11-7をお願いいたします。歳出の国保分です。

総務費の1段目の給与費には、職員175人分の給料、職員手当を約13億7,400万円計上しております。11-2ページの職員定数で御説明申し上げました国保から7人分を減員することにより、対前年度では約3,300万円の減を見込んでおります。

以降、各特別会計の給与費につきましては、11-2ページに記載の職員定数分を計上しておりますので、説明は割愛させていただきます。

総務費の2段目、次期国保総合システム導入管理費とその下の標準事務処理システム管理費では、システム更改に係る作業規模の縮小等により、対前年度で大幅な減を見込んでございます。

その1段下のその他総務費では、国保総合システム更改に伴う本会外付けシステム等の費用、主にサーバなどの機器保守やデータセンター費用の低減、また、経費削減の取組としてOCR等の業務委託費の縮減などにより、対前年度約2億9,100万円の減を見込んでございます。

中段からやや下の中央会負担金には、約7億6,000万円を計上しております。この項目

には、予算編成の主なポイントで申し上げました国保総合システム更改後の国保中央会負担金の増額分と今年度の更改に係る国保総合システム開発負担金などがなくなることによる大幅な減額との差引きで、約2億9,700万円の減を見込んでおります。

恐れ入ります、次のページ11-8をお願いいたします。後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。後期高齢者医療分につきましても、国保総合システム及び広域連合電算処理システムの更改経費の減少により、全体規模が縮小しております。

歳入1段目の審査支払手数料、その下のレセプト管理手数料につきましては、単価改定により増収を見込んでおります。

2段下の一般会計繰入金は、これまで手数料負担軽減財源として財政安定積立金を繰り入れておりましたが、当該積立金の保有額がなくなるため、繰入れの廃止によるものです。

その1段下でございます財政調整基金積立資産等繰入金は、各種システム改修費や洗い替え対応による財政調整基金積立資産を繰り入れるものですが、主に次期国保総合システムの更改作業の規模が縮小し、更改経費が大幅に減少することから、対前年度12億7,600万円の減です。

歳入下段の公費分では、主に審査支払手数料を見込んでございます。

次に、歳出です。後期高齢者医療分では、広域連合電算処理システムや国保総合システムの更改などに係る一時的経費、積立資産への積立てなどの経費を計上してございます。

次期国保総合システム導入管理費及びシステム機器更改費の対前年度の減額は、歳入で申し上げました理由と同様でございます。

恐れ入ります、次のページ、11-9をお願いいたします。特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計でございます。

歳入国保分では、主に特定健康診査・特定保健指導負担金に約2億8,900万円。主に被保険者数の減少による影響から、対前年度約1,200万円の減を見込んでございます。

後期高齢者医療分では、健康診査等手数料や広域連合委託金が主な歳入財源でございます。

次に、歳出です。国保分は、給与費をはじめとした総務費や積立資産への積立て、中央会負担金など記載の額を計上しております。

なお、中央会負担金は、令和8年にシステム更改を予定している特定健診等システムの開発負担金による増額を見込んでおります。

恐れ入ります、次のページ、11-10をお願いいたします。介護保険事業関係業務特別会

計でございます。予算編成の主なポイントで申し上げました介護保険の審査支払等システムが令和7年度にシステム更改を予定しており、更改経費を計上しているため、全体規模として増額となります。

歳入の審査支払手数料等は約13億1,600万円を見込み、3段下の都支出金の約7,500万円は苦情処理業務に係る経費に対する補助金で、今年度と同額を見込んでございます。

都支出金から3段下の一般会計繰入金では、介護保険審査支払等システムの更改費や手数料の軽減財源として、また、その1段下の財政調整基金積立資産等繰入金では、システムの更改費や報酬改定等の制度改正に伴うシステム改修費のほか、積立資産の洗い替え対応による財政調整基金積立資産を繰り入れるものです。

歳出では、総務費2段目のシステム機器更改費に、更改に係る準備経費として2億7,600万円を計上しております。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計でございます。本特別会計も、障害者総合支援給付審査支払等システムが令和7年度にシステム更改を予定しており、更改経費の影響により全体規模として増額となります。

歳入では、主に給付費等審査支払手数料のほか、システム更改費などの財源として、一般会計や積立資産からの繰入れ及び繰越金などを見込んでおります。

歳出では、総務費のシステム機器更改費に、更改に係る準備経費として4,500万円を計上しております。

恐れ入ります、次のページ、11-11をお願いいたします。措置費支払代行業務特別会計でございます。本特別会計も令和6年度にシステム更改を予定しており、更改経費の影響により、全体規模として増額となります。

なお、この措置費支払代行事業は本会独自の事業であり、他の特別会計のような積立資産の設置が認められていないことから、毎年、本会計の中で繰越処理してまいりました繰越金と財政安定積立金を財源として対応いたします。

歳入の一般会計繰入金及び繰越金の増は、主にシステム更改の財源によるもので、歳出の総務費の2段目、システム機器更改費には、更改に係る準備経費として2,200万円を計上しております。

次に、退職金特別会計でございます。

歳入の上から2段目、一般会計繰入金等の約3,800万円は、今後、継続的に生じる定年退職者等の退職手当金に備えるもので、一般会計及び各特別会計から繰り入れるものでござ

ございます。

その下、退職給付引当資産繰入金の6億円は、令和6年度の退職手当金財源として退職給付引当資産から繰り入れるもので、歳出の退職手当金と同額となります。

次に、一時借入金限度額でございます。借入金限度額は3,500億円、円滑な支払い業務を遂行するための借入金限度額でございます。借入先はみずほ銀行とし、必要最短期間の借入れでございます。

令和6年度予算（案）の概要は以上となります。

続きまして、机上に配布してございます資料6を御覧願います。A4縦版、1枚物の資料でございます。表題は「令和6年度予算（案）一般会計及び各特別会計業務勘定 合計」として、事務経費を取り扱っている各会計予算を主な項目ごとに集計したものでございます。

下から2段目、合計欄では予算総額256億1,000万円。また、表の右側欄外に※印をつけております各システム機器更改経費などを除く予算規模を一番下の再掲欄に記載してございますが、223億1,000万円の予算となります。参考として御覧いただきたいと存じます。

また、同じく配布してございます資料5、表題は令和6年度本会収支予算書でございます。こちらは先ほど御説明申し上げました一般会計と各特別会計予算の単式簿記の会計処理情報を国の通知に基づく科目に当てはめたものになります。後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で令和6年度事業計画及び予算関係19議案の説明を終わります。

○専務理事 事務局からの説明は終了いたしました。御意見、御質問などございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議決事項の3から21までを原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定をすることといたします。

次に、議決事項の22、規約の一部を改正する規約についてから、議決事項の28、専務理事及び常勤幹事の報酬、手当及び費用弁償についての一部改正についてまで7議題は、規約、規程の一部改正等でございますので、一括して議題に供したいと存じます。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議決事項22から議決事項28につきましては、本会の規約改正及び規程の改正等でございます。議案書2-1の17ページから55ページまでに掲載してございますが、その内容を取りまとめたものを資料7として机上にお配りしております。表題は「本会規約の改正等について【概要】」で2枚物の資料でございます。こちらの資料の説明をもちまして議案の説明といたしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、はじめに、議決事項22、本会規約の一部を改正する規約についてです。

提案の趣旨です。介護給付費等審査委員会を構成する委員数の変更に伴い、本会規約の一部を改正するものでございます。平成12年の介護保険制度創設以降、本会では介護の審査を行うため、介護給付費等審査委員会を設置し、①から③の区分でそれぞれ6名、計18名の委員による審査を行ってまいりました。

高齢化の進展により、介護給付費等の審査付議件数は増加傾向にございますが、介護画面審査事務共助システムを活用した審査の充実・強化を図り、審査委員による事務負担の軽減が見込めることから、任期満了に伴う審査委員の改選に合わせ、記載の各区分から1名ずつ減とする委員数の変更を行い、介護給付費等審査委員会の体制を見直すものであります。

本案件は、規約の改正でございますので、総会に提案いたしたく、施行日は令和6年4月1日でございます。

次に、議決事項23、本会職員育児休業等に関する規程の一部を改正する規程についてです。

提案の趣旨です。令和4年10月に施行された育児・介護休業法の改正に伴い、本会規程を改正するものでございます。

主な改正内容でございます。育児休業を取得できる回数、及び産後パパ育休を取得できる回数の制限をこれまでの1回から2回までに回数制限を緩和することを規定するものでございます。

また、非常勤嘱託員については、育児休業取得条件のうち、在職期間1年以上を廃止することを規定するものでございます。

施行日です。理事会で議決を得た日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。

次に、議決事項24、本会職員高齢者部分休業に関する規程の制定についてです。

提案の趣旨です。定年退職年齢延長に伴う高齢職員の多様な働き方等に対応するため、高齢者部分休業に関する規程を制定するものでございます。

主な内容でございます。60歳に達した日以後、定年退職日までの期間中、1日につき2時間を超えない範囲で部分休業を取得することができ、その取得単位は30分とし、勤務時間の始めまたは終わりにおいて取得できるものでございます。

なお、高齢者部分休業にて勤務しない場合、1時間につき給料の月額、手当の月額を減額して給与を支給することを規定するものでございます。

施行日です。令和6年4月1日から施行いたします。

次のページをお願いいたします。次に、議決事項25、本会職員退職手当支給規程の一部を改正する規程についてです。

提案の趣旨及び主な改正内容でございます。先ほどの議決事項24の高齢者部分休業に関する規程の制定に伴い、高齢者部分休業を取得した職員は、退職手当の調整額のうち、休職月数等がある場合のポイント調整に高齢者部分休業の期間を追加することを規定いたします。

施行日です。令和6年4月1日から施行いたします。

次に、議決事項26、本会会員負担金規程の一部を改正する規程についてです。

提案の趣旨です。令和6年度以降の会員負担金の賦課方法を見直すため、規程の一部を改正するものでございます。

主な内容でございます。先ほどの令和6年度予算案で御説明申し上げました会員負担金の賦課方法につきまして、現行の被保険者1人当たり単価による方法を改め賦課総額を定め、被保険者数で按分して、各保険者の賦課額を定めることへ変更いたします。

また、令和6年度から8年度までの3年間、各年度の賦課総額を2億9,000万円とする旨、令和5年7月末現在の被保険者数で按分して各保険者の会員負担金を算定する旨を規定いたします。

施行日です。令和6年4月1日から施行いたします。

次に、議決事項27、本会退職者医療共同事業拠出金規則の廃止についてです。

提案の趣旨です。退職者医療制度の廃止に伴い本規則を廃止するものであります。

主な内容でございます。平成26年度までに新たに適用された者が65歳に達するまでの間、経過措置が設けられ、実施している退職者医療制度につきましては、退職者が著しく減少し、財政調整効果が実質喪失していることなどから、国保法等が改正され、廃止されることとなりました。

当該制度の廃止に伴い、本会が実施している退職者医療共同事業拠出金の徴収・納付事

務等について廃止いたします。

施行日です。令和6年4月1日から施行いたします。

次に、議決事項28、本会専務理事及び常勤監事の報酬、手当及び費用弁償についての一部改正についてです。

提案の趣旨です。本会常勤役員の報酬等は、東京都政策連携団体の役員報酬基準に準拠しており、今般、当該基準が改定されたことに伴い本会常勤役員の報酬についても改定を行うため、定めの一部を改正するものでございます。

専務理事、常勤監事の報酬額を記載のとおり改正いたします。

施行日です。理事会で議決を得た日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。

以上で議決事項22から議決事項28の説明を終わります。

○専務理事 事務局からの説明は終了いたしました。本件に関しまして御意見、御質問などございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りをさせていただきます。議決事項22から28までを原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

続いて、議決事項29、理事の選任について、及び議決事項30、事業計画及び予算に関する委員会委員の委嘱の同意について、こちらの2議題は人事案件でございますので、一括して議題に供したいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 恐れ入ります。議案書2-1の57ページをお願い申し上げます。議決事項29、理事の選任についてでございます。

提案の趣旨です。理事に欠員が生じているため、総会において選任を求めるものでございます。本会理事でございました東京美容国民健康保険組合理事長・中村章氏が令和5年9月3日に御退任され、また、東京建設職能国民健康保険組合理事長・渡辺喜重氏が令和5年12月6日に逝去されましたことに伴い、本会理事に欠員が生じております。

このため、国民健康保険組合を代表する理事2名につきまして、本会規約第21条2の規定に基づき総会において選任いただきたいというものでございます。

59ページをお願い申し上げます。後任の理事候補者につきましては、本会規約に定める選挙区でございます国民健康保険組合から東京美容国民健康保険組合理事長・鈴木義則氏、

東京建設職能国民健康保険組合理事長・池田壯氏の御推薦を頂戴しております。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間でございます令和8年7月31日まででございます。

続きまして、61ページをお願い申し上げます。議決事項30、業計画及び予算に関する委員会委員の委嘱の同意についてでございます。

提案の趣旨です。委員に欠員が生じているため委員を委嘱するものでございます。64ページに事業計画及び予算に関する委員会の設置要綱を載せてございます。理事の欠員に伴い、現在欠員となっております委員会委員を理事長が委嘱するに当たりまして、委員会設置要綱第2の規定に基づき、理事会の同意を頂戴するものでございます。

恐れ入ります。1枚お戻りいただき、63ページをお願いいたします。事業計画及び予算に関する委員会における国民健康保険組合保険者を代表する委員1人といたしまして、現在理事候補者でございます東京美容国民健康保険組合理事長・鈴木義則氏を、理事の皆様の御同意を得て理事長から委嘱したいというものでございます。

なお、委員の委嘱の同意につきましては、本来であれば総会におきまして理事に選任された後に理事会を開催し、同意を頂戴するところでございますが、本日皆様がお集まりでございますので、本理事会におきましてあらかじめ御了承いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

任期につきましては、前任者の残任期間でございます令和8年7月31日まででございます。

以上でございます。

○専務理事 事務局からの説明は終了いたしました。この件に関しまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項29及び30を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

続きまして、議決事項31、通常総会の招集についてを議題に供します。事務局からの説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります。65ページをお願い申し上げます。

議決事項31、通常総会の招集についてでございます。第151回通常総会を令和6年2月29日木曜日午前10時から、こちらの会場、本会10階A会議室におきまして開催したいというものでございます。

以上でございます。

○専務理事 事務局からの説明は終了いたしました。この点について、原案のとおり通常総会を開催するという点でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおりとさせていただきます。

本日予定されておりました案件、全て、以上をもちまして終了ということでございますけれども、ここで、皆様方におわびをさせていただく件が1件ございます。

昨年、療養費支給申請書等及び診療報酬明細書の添付文書を紛失という重大な事故を引き起こしまして、当該被保険者の方はもとより、保険者、医療機関等、皆様方に多大な御迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございません。

この件につきましては、事務局から報告をさせます。

○事務局 昨年発生いたしました、後期高齢者医療分に係る「療養費支給申請書等1件」と「診療報酬明細書の添付文書4件」の紛失につきまして、皆様に多大な御心配と御迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げます。

については、経緯並びに再発防止策に関して、この場をお借りし御報告させていただきます。紛失した「療養費支給申請書等」と「診療報酬明細書の添付文書」については、事務処理工程から誤って、溶解業者を通じて処分した可能性が高く、本会事務室から外部に流出した可能性は極めて低いと考えております。

再発防止策につきましては、書類担当者の責任の明確化を図った上で、さらに、複数人でのチェック体制を整備し、同じ過ちを繰り返さない対策を講じております。

なお、対象の被保険者様及び医療機関等には、個別におわびをさせていただいております。

その後、プレス発表については、「療養費支給申請書等」を昨年12月22日に、「診療報酬明細書の添付文書」を本日2月22日に行いました。

今後このような事態が発生しないよう、再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○専務理事 ただいま事務局の説明のとおりでございますけれども、今後、このような事

態を起こさないよう、再発防止に全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

閉 会（～午後 3 時 5 分）

○専務理事 それでは、皆様方には長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして本日の理事会を閉会といたします。どうもありがとうございました。